

※※※ 重要事項説明書 ※※※

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」第 88 条により準用する第 9 条（「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」第 64 条により準用する第 11 条）の規定にもとづき、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

※※ 目 次 ※※

1	事業主体	
2	事業所の概要	2
3	事業の目的と運営方針	3
4	事業実施地域、営業時間、定員等	3
5	職員勤務の体制	3
6	サービスの概要	4
7	サービス利用料金	5～7
8	利用にあたっての留意事項	8
9	衛生管理等	9
10	非常災害時の対策	9
11	緊急時の対応方法	10
12	協力医療機関等	10
13	秘密の保持	10
14	虐待の防止について	11
15	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画	11
16	身体的拘束等について	12
17	苦情相談機関	12
18	運営推進会議の概要	13
19	業務継続計画の策定等について	13
20	サービスの第三者評価の実施状況について	13

1 事業主体

事業主体（法人名）	社会福祉法人 板倉町社会福祉協議会
法人の種類	社会福祉法人
代表者（役職名及び氏名）	会長 峯崎 俊雄
法人所在地	〒374-0132 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 3411 番地の 1417
電話番号及びFAX番号	電話 0276-82-3900 FAX 0276-82-3759
Eメールアドレス	
設立年月日	昭和54年1月16日
法人の理念	この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、板倉町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 事業所の概要

① 事業所の名称等

事業所の名称	地域密着サービス 小規模多機能型居宅介護事業所「えがお」
事業所の責任者（管理者）	青木 大樹
開設年月日	平成21年1月15日
介護保険事業者指定番号	板倉町指定 1093100087
事業所の所在地	〒374-0132 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 3411 番地の 1417
電話番号及びFAX番号	電話 0276-80-4165 FAX 0276-80-4166
交通の便	県道板倉粕谷館林線沿い 東洋大駅から車で5分程度
敷地概要・面積	都市計画法による市街化調整地域 敷地面積：800 m ²
建物概要	構造：鉄骨平屋造り 延べ床面積：284 m ²
損害賠償責任保険の加入先	全国社会福祉協議会（しせつの損害補償）代理店 損保ジャパン

② 主な設備

宿泊室	5室（定員1名） 1室あたり面積12 m ²
食堂、居間	食堂・居間・厨房スペース 合計91.8 m ² （1人当たり4.59 m ² ）
トイレ	1階 車椅子対応トイレ2箇所 トイレ1箇所
浴室	1階 1室
台所	1階 1室

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護を必要とする高齢者の方々が、住み慣れた地域で、生活がおくれるよう、24 時間 365 日年中無休で通所サービスを基本に・泊まり・訪問サービスを提供することを目的とします。
運営方針	○在宅福祉サービスの拠点としての役割を担います。 ○社会福祉協議会が根幹とする地域福祉の拠点となる運営を行います。 ○住民参加型のふれあいの施設として地域での支え合いを推進します。

4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日 1 年 365 日	営業時間 24 時間
サービス提供時間	通いサービス 基本 9:00～16:00 泊まりサービス 基本 9:00～翌日 16:00	訪問サービス 24 時間
通常の事業実施地域	板倉町	
定 員	登録定員 29 名	通いサービス定員 最大 18 名 宿泊サービス定員 最大 9 名

5 職員勤務の体制

①職員配置状況

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	－	事業管理・職員管理
計画作成者	1名	－	登録者のケアプラン作成
介護従事者	5名以上	1名以上	直接の身体介護を行う
看護職員	2名以上	－	体調管理・リハビリ管理

② 主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	8:30～17:15	介護従事者 及び 看護職員	昼間の体制 早番 6:30～15:30 1 名 日勤 8:30～17:30 4 名 遅出 13:00～22:00 1 名 夜間の体制 夜勤 21:30～翌 7:30 1 名 宿直 オンコールにて対応
計画作成者	8:30～17:15		

6 サービスの概要

通いサービス	食 事	食事の提供及び食事の介助をします。 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。 食事サービスの利用は任意です。
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 入浴サービスについては任意です。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送 迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪 問		利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。
宿 泊		事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

7 サービス利用料金

① 保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
	月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日とします。登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日とします。

小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
1割負担額	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
2割負担額	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円
3割負担額	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

介護予防小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

介護度	要支援1	要支援2
単位数	3,450 単位	6,972 単位
1割負担額	3,450 円	6,972 円
2割負担額	6,900 円	13,944 円
3割負担額	10,350 円	20,916 円

初期加算（1日あたり）

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の利用者負担があります。

30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

初期加算単位数	30 単位
1割負担額	30 円
2割負担額	60 円
3割負担額	90 円

認知症加算（1月あたり）

認知症日常生活自立度判定Ⅲ以上の利用者及び要介護2に該当し、日常生活自立度Ⅱに該当する場合下記の加算分の利用者負担があります。

認知症加算（Ⅰ）	800 単位	認知症加算（Ⅱ）	500 単位
1割負担額	800 円	1割負担額	500 円
2割負担額	1,600 円	2割負担額	1,000 円
3割負担額	2,400 円	3割負担額	1,500 円

看護職員配置加算（１月あたり）

常勤かつ専従の看護師（准看護師）を１名以上配置している場合に下記の加算分の利用者負担があります。

看護職員配置 加算（Ⅰ）	900 単位	看護職員配置 加算（Ⅱ）	700 単位	看護職員配置 加算（Ⅲ）	480 単位
１割負担額	900 円	１割負担額	700 円	１割負担額	480 円
２割負担額	1,800 円	２割負担額	1,400 円	２割負担額	960 円
３割負担額	2,700 円	３割負担額	2,100 円	３割負担額	1,440 円

サービス提供体制加算（１月あたり）

一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行った場合、下記の加算分の利用者負担金があります。

サービス提供体制加算（Ⅰ）	500 単位	サービス提供体制加算 （Ⅱ）・（Ⅲ）	350 単位
１割負担額	500 円	１割負担額	350 円
２割負担額	1,000 円	２割負担額	700 円
３割負担額	1,500 円	３割負担額	1,050 円

総合マネジメント体制化加算（１か月あたり）

指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合

総合マネジメント体制加算（Ⅰ）	1,200 単位	総合マネジメント体制加算（Ⅱ）	800 単位
１割負担額	1,200 円	１割負担額	800 円
２割負担額	2,400 円	２割負担額	1,600 円
３割負担額	3,600 円	３割負担額	2,400 円

介護職員等処遇改善加算（１か月あたり）

利用料（実費負担以外）の金額に 18.3% の加算を算定することができる

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
１割負担額	2,252 円	3,151 円	4,430 円	4,854 円	5,318 円
２割負担額	4,504 円	6,302 円	8,860 円	9,708 円	10,636 円
３割負担額	6,756 円	9,453 円	13,290 円	14,562 円	15,954 円

介護度	要支援 1	要支援 2
１割負担額	842 円	1,486 円
２割負担額	1,684 円	2,972 円
３割負担額	2,526 円	4,458 円

短期利用居宅介護費（1日につき）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	572 単位	640 単位	709 単位	777 単位	843 単位
1割負担額	572 円	640 円	709 円	777 円	843 円
2割負担額	1,144 円	1,280 円	1,418 円	1,554 円	1,686 円
3割負担額	1,716 円	1,920 円	2,127 円	2,331 円	2,529 円

介護予防短期利用居宅介護費（1日につき）

介護度	要支援1	要支援2
単位数	4,240 単位	5,310 単位
1割負担額	424 円	531 円
2割負担額	848 円	1,062 円
3割負担額	1,272 円	1,593 円

②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に要する費用	朝食 550 円 昼食 600 円 夕食 580 円
おむつ代	おむつ・リハビリパンツ 110 円 パット 40 円（基本はご利用者準備）
理容サービス代	カット 2,000 円 顔剃り(男性) 1,000 円 顔剃り(女性) 500 円
宿泊に要する費用	1泊 1,250 円
通常の事業実施地域を越える送迎費用	通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで片道 10km 未満 1,300 円 通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで片道 10km 以上 20km 未満 2,300 円 通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで片道 20km 以上 2,800 円
通常の事業実施地域を越える訪問サービスの交通費	交通機関を利用した場合 交通機関利用料金実費 自動車を利用した場合 通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで片道 10km 未満 1,300 円 通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで片道 10km 以上 20km 未満 2,300 円 通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで片道 20km 以上 2,800 円
リクリエーション、クラブ活動	利用者の希望により、教養娯楽としてリクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 材料費等の実費

③ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 7 日までに利用者あてにお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	請求月の 14 日までに、現金によりお支払いください

8 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
サービス提供中	気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
食 事	食事サービスの利用は任意です。 お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合は、あらかじめ事業所に申し出てください。
入 浴	入浴サービスについては任意です。 入浴時間帯 通いサービス 9 時から 16 時 宿泊サービス 9 時から 16 時 希望によっては、上記の時間以外にも入浴可能です。
送 迎	決められた時間に遅れると送迎できない場合があります。
訪 問	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 医療行為 利用者の家族に対する訪問介護サービス 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 利用者又はその家族等に行う迷惑行為
宿 泊	急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。 他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。

迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
飲酒、喫煙	飲酒はご遠慮ください。 喫煙は決められた場所でしてください。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金はこちらで管理できません。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

9 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	避難箇所（玄関・東側出口） 避難誘導箇所は、板倉町総合老人福祉センター職員駐車場
平常時の訓練等	年2回 4月・10月に実施いたします。
消防計画等	消防署への届け出日 令和2年4月1日 防火管理者 新井 健一
防犯防火設備 避難設備等の概要	火災報知機 スプリンクラー設備

1 1 緊急時の対応方法

事故発生時や利用者の体調悪化時の緊急時の対応方法		・看護師等の連携を下に応急処置を行う ・管理者・サービス責任者より家族への連絡を行う ・緊急を要する場合は、管理者より救急車要請を行う ・その他、必要な動作を行う	
協力医療機関		「1 2 協力医療機関等」参照	
主治医	利用者の主治医		
	所属医療機関名		
	所在地 電話番号		
家族等	緊急連絡先のご家族等		
	住所 電話番号		

1 2 協力医療機関等

協力医療機関	井上整形外科医院	
	所在地 板倉 2216	電話 82-1131
協力歯科医療機関	石山歯科医院	
	所在地 岩田 2385-1	電話 82-2222
協力老人保健施設	ナーシングホーム館林	
	所在地 館林赤生田町 1865-1	電話 74-3711
協力特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームミモザ荘	
	住所地 板倉町細谷 217	電話 77-2550

1 3 秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
従業者に対する秘密の保持について	就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。 また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。 秘密の保持の義務規定に違反した場合は、罰則規定を設けます。

個人情報の保護について	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
-------------	---

1 4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	大橋 尊仁
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画

小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）について	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。 事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を定め、また、その実施状況を評価します。 計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。
サービス提供に関する記録について	サービス提供に関する記録は、その完結の日から2年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。

1 6 身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止	事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
緊急やむを得ない場合の検討	緊急やむを得ない場合かは、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する「担当グループ」で検討します。個人では判断しません。 ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとしします。
身体的拘束等の記録	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 7 苦情相談機関

事業所苦情相談窓口	板倉町社会福祉協議会 苦情解決責任者 事務局長 柏崎 崇 電話 0276-82-3900 第三者委員 古橋久徳 武井直美 苦情受付担当者 大橋 尊仁 板倉町デイサービスセンター 電話 0276-82-3961
事業所外苦情相談窓口	板倉町役場健康介護課介護高齢係 連絡先 板倉町大字板倉 2682 番地 1 電話 0276-82-1111 (内線 501～506) 群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課 連絡先 群馬県前橋市元総社町 335-8 電話 027-290-1319

1 8 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。
委員の構成	利用者代表・利用者の家族代表・地域の代表者（区長・民生委員） ボランティア代表・ボランティアコーディネーター・町介護支援専門員代表・板倉町健康介護課職員（包括支援センター職員何れか） サービス提供責任者・管理者
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。（年6回）

1 9 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2 0 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- (1) 第三者評価の実施：有
- (2) 外部評価の実施：無
- (3) 評価結果の開示状況：事業所に据置き・ホームページに掲載
- (4) 掲載日：令和8年4月1日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第88条により準用する第9条（「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」第64条により準用する第11条）の規定にもとづき、利用者に説明を行い交付しました。

事業者所在地	群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 3411 番地の 1417
事業者法人名	社会福祉法人 板倉町社会福祉協議会
法人代表者名	会 長 峯崎 俊雄 印
事業所名称	地域密着サービス 小規模多機能型居宅介護事業所 えがお
説明者 氏名	印

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明および交付を受けました。

私、及びその家族の個人情報については、重要事項に記載するとおり必要最小限の範囲内 で使用することに同意します。

利用者 住 所	
利用者 氏 名	印
利用者の家族 住 所	
利用者の家族 氏 名	印